

大川市議会第3回定例会会議録

令和2年9月18日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | |
|----|------|-----|-------|
| 1番 | 西田学 | 9番 | 古賀寿典 |
| 2番 | 馬淵清博 | 10番 | 遠藤博昭 |
| 3番 | 宮崎貴仁 | 11番 | 箴島かおる |
| 4番 | 宮崎稔子 | 12番 | 吉川一寿 |
| 5番 | 龍誠一 | 13番 | 古賀龍彦 |
| 6番 | 内藤栄治 | 14番 | 川野栄美子 |
| 7番 | 平木一朗 | 15番 | 永島守 |
| 8番 | 永島幸夫 | | |

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | |
|-------------------------|-------|
| 市長 | 倉重良一 |
| 副市長 | 石橋徳治 |
| 教育長 | 内藤妙子 |
| 会計管理課長 (兼) 会計課長 | 志牟田達也 |
| 人事秘書課長 | 仁田原敏雄 |
| 総務課長 (併) 選挙管理委員会事務局長 | 古賀収 |
| 企画課長 | 橋本浩一 |
| 農業水産課長 (併) 農業委員会事務局長 | 中島聖佳 |

上 下 水 道 課 長 佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長 馬 淵 嘉 臣
監 査 事 務 局 長 岡 貴 代 美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記 和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記 近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記 高 口 絵 美

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第72号 財産の取得について

議案第73号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書の提出について

1. 提 案 理 由 の 説 明

(議案第72号)

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第72号、第73号)

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第74号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第75号 永島守君に対する議員辞職勧告決議

1. 提 案 理 由 の 説 明

(議案第74号)

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第74号)

1. 提 案 理 由 の 説 明

(議案第75号)

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第75号)

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。私、昨日、午後10時近く議会事務局のほうで仕事をしておりましたが、帰ります際に雨が降って、その雨が降った中に、今度市庁舎がきれいになっていますが、そこの組子のデザインの中から優しい光がぼおっと広がっていました。それを見まして、はあ、何となく本当安心だなというふうに感じました。私自身も大川市議会議員として、本当に自分がお役に立っているんだろうかと自問自答する今日この頃であります。その光を見て、やはりこの優しさこそが大川市議会議員が市民に与える最も大切なものではないだろうか感じた次第でございます。

今日は最終日でございます。皆さんしっかりいろいろなところで考えていただきまして推進していただきたいと思っております。そして、各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第58号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について、外1件を一括議題といたします。

これから、総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第58号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について、外1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第58号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による地方税法等の一部を改正する法律の施行により、市民税及び固定資産税等の税制上の軽減措置の拡充や延長等が行われたこと等に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、固定資産税関係では、償却資産のうち機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備を対象として、固定資産税をゼロに軽減する特例が令和2年度末まで措置されているが、今般の緊急経済対策において中小事業者等を支援するため、本特例の適用対象に償却資産のうち構築物と事業用資産を追加する地方税法の改正がなされたことに伴い、同制度の規定の整備を行おうとするものでございます。

軽自動車税関係では、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするよう地方税法が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

入湯税関係では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の影響が鉱泉浴場などにも及んでいることから、競合する久留米市等の近隣の鉱泉浴場との競争環境で不利とならないようにするため、いわゆる日帰り客に対する課税免除の規定を新たに設ける規定の整備を行うものでございます。

個人住民税の関係では、文部科学大臣の指定を受けたイベントへの参加予定者である納税者がチケット等の払戻請求権を放棄した場合は、個人住民税の寄附金税額控除の対象とみなすよう地方税法が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものでございます。

また、住宅ローン控除については、適用要件を緩和するもので、令和2年12月31日までに入居しなければならないものを、一定の要件を満たし、令和3年12月31日までに入居した場合は個人住民税における住宅ローン控除の適用年度が1年間延長され、令和16年度まで適用されるとする地方税法の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。

その他、法改正に伴う引用条文の条ずれや文言の整理を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第67号 令和2年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に対する追加策などについて、歳入歳出予算及び地方債の補正を行おうとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、大学生等応援臨時給付金等給付事業2,800万円、庁舎東別館改修工事費2,000

万円、コミュニティセンター施設工事費1,585万1千円など計7,538万4千円が、民生費には、大川市地域医療福祉従事者慰労金3,320万円、ひとり親家庭応援給付金給付事業1,691万円、生活支援バス購入費等784万円など計6,019万4千円が計上されております。

衛生費には、大川市地域医療福祉従事者慰労金7,200万円など計7,660万8千円が、農林水産業費には、がんばる農業支援事業費補助金500万円などが計上されております。

商工費には、古賀政男記念館感染防止対策環境整備等事業補助金1,200万円など計1,354万9千円が計上されております。

消防費には、排水ポンプユニット整備事業1,199万円、大川市災害対策本部IT化推進事業846万3千円、感染症対策備品購入費566万円など計3,011万3千円が計上されているところでございます。

教育費には、市民体育館耐震改修工事3,400万円、文化センター公民館棟空調設備更新事業3,120万円、市立図書館空調設備更新事業2,980万円など計1億2,042万1千円が計上されております。

災害復旧費には、水路災害復旧事業8,483万3千円、道路災害復旧事業4,711万円が計上されているところでございます。

以上により、今回の補正総額は5億1,552万1千円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、寄付金、繰越金及び市債をもって充当するとのことであります。

地方債の補正につきましては、対象事業費の追加及び変更に伴い、地方債の追加及び限度額の変更を行おうとするものであります。

委員会では、まず、2款1項16目特別定額給付金等給付事業費に関し、大学生等の支援の中で、市内の大学に通う学生には「おおかわるる券」、市外の大学に通う市内在住の学生には現金支給をされるが、この違いについてただしましたところ、この施策には2つあり、1つは市内にある大学、専門学校、合わせると約1,300名に「おおかわるる券」を1冊ずつ配付する。学生による消費喚起と街の活性化の意味合いを含めて配付するものである。もう一つは、市内に住み、久留米市や福岡市等の市外の大学に通っている、もしくは市内に住民登録しているが、東京、大阪等にいる学生まで範囲を広げ、1万円を支給するものである。どちらも10月1日を基準日として調査を行う。市外の大学に在籍する人は申請してもらうことになるため、10月1日号の市報及びホームページ等でお知らせしたい旨の答弁がなされまし

た。

これに対し、市内に在住していなくても、住民登録が大川市にあればいいのか、また、「おおかわる券」は残っている分を活用するのかわかりましたところ、住民登録が本市にあれば対象となる。また、「おおかわる券」の発行元は商工会議所であり、市からの委託業務としてこの分を商工会議所に増刷してもらい、市が大学等を通じて対象者に配付を行う旨の答弁がなされました。

次に、9款1項4目防災費に関し、可搬式の排水ポンプユニットの設置についてただしましたところ、排水ポンプは浸水被害に迅速に対応するためには、出水期、とりわけ梅雨時期の集中豪雨や台風による大雨の時期、6月から10月の期間は、市役所庁舎内に保管しておかなければならないと考えているが、非出水期は、龍代ポンプ場に保管しておくのもよいのではないかと考えており、これから適切な保管場所を検討し決定する旨の答弁がなされました。

また、委員会からは、まだまだ台風シーズンであり、どのようなことが起こるか分からないので、緊急を要するもの、時間がかかりそうなものは早くから想定を行い、準備に着手いただきたい。手に入らないものは早くから準備を行うとともに、やらなくてはならないものを優先して準備を進めていただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第58号 大川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 令和2年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第59号 大川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、外4件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、遠藤博昭君。

○文教厚生委員長（遠藤博昭君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第59号 大川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第59号 大川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、通知カードの再交付手数料を廃止する条例改正を行おうとするものであります。

今回の通知カードの廃止に伴い、引っ越しや婚姻等による住所、氏名の記載事項の変更ができなくなっており、また、出生等により、初めて個人番号が付番された方には、地方公共団体情報システム機構から個人番号通知書が郵送されるが、個人番号を証明する書類として利用することはできないので、必要な場合はマイナンバーカードを申請するか、個人番号が記載された住民票の写し等を取得する必要があるとのこととあります。

委員会では、まず、本市のマイナンバーカードの取得率についてただしましたところ、8月中旬の時点で12.5%である旨の答弁がなされました。

次に、マイナンバーカードの申請をする際、添付する写真を無料で撮影するサービスを現

在も行っているのかただしたところ、昨年の12月16日から、市民課の職員がデジタルカメラで写真を撮り、申請書作成の支援を行っているが、マイナンバーカードの普及を推進するため、今後も続けていきたいと思っている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第61号 平成31年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における平成31年度の決算額は、歳入総額46億227万8,935円に対し、歳出総額47億4,285万3,992円で、差引き残額はマイナス1億4,057万5,057円となったため、翌年度歳入から繰上充用を行ったものであります。

歳入歳出差引き額がマイナスとなった主な要因は、平成31年度については単年度収支で1億6,478万8,822円の黒字であったが、平成30年度決算時の不足額3億536万3,879円の繰上充用分の全てを補填することができなかったことによるものであります。

委員会では、まず、歳出の1款1項1目一般管理費の委託料に関し、前年度よりも支出額が増えている要因についてただしたところ、国保基幹システム改修業務委託料の585万2千円が主な要因であるが、令和2年度からの健康保険のオンライン資格確認の導入に向けて、昨年度に被保険者番号を世帯単位から個人単位に移行するためのシステム改修を行っている旨の答弁がなされました。

次に、歳入では、国民健康保険税の収入未済額が3億3,000万円以上あり、収納率は前年度より上昇しているということだが、国民健康保険を維持していくためにもできるだけ未納額を減らす努力を今後お願いしたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第62号 平成31年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における平成31年度の決算額は、歳入総額5億8,433万633円に対し、歳出総額5億8,162万2,149円で、差引き残額は270万8,484円であります。

委員会では、歳入の1款1項後期高齢者医療保険料に関し、年金から天引きする特別徴収ではない方もおられるのかただしたところ、ほとんどの方が特別徴収であるが、新たに後期

高齢者医療制度に加入された方は特別徴収が間に合わないので、普通徴収の納付書で納めていただき、途中から特別徴収に切り替わっている。また、年金収入が少ない低所得の方については、普通徴収の納付書の場合もある旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第63号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

本会計における平成31年度の決算額は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定を合わせて、歳入総額37億3,302万9,473円に対して、歳出総額36億5,648万2,227円で、差引き残額は7,654万7,246円であります。

委員会では、介護保険事業勘定歳出の2款5項1目高額医療合算介護サービス費に関し、申請は個人で行うのかただしたところ、医療と介護を合わせて一定額を超えている該当者には、国保連合会から勧奨通知が出されるので、通知が届いたら申請をしていただくことになる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

次に、議案第68号 令和2年度大川市介護保険事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、介護保険事業勘定において、介護給付費準備基金積立金及び平成31年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金に要する経費として、計8,070万円を補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億9,270万円とするものであります。これらの財源といたしましては、支払基金交付金及び繰越金をもって充当するとのこととあります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（川野栄美子君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第59号 大川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成31年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第62号 平成31年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成31年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第68号 令和2年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第64号 平成31年度大川市水道事業会計決算認定について、外2件を一括議題といたします。

これから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、吉川一寿君。

○産業建設委員長（吉川一寿君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第64号 平成31年度大川市水道事業会計決算認定について、外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第64号 平成31年度大川市水道事業会計決算認定について及び議案第66号 平成31年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、関連しておりますので、一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、議案第64号 平成31年度大川市水道事業会計決算認定について、平成31年度の水道事業の財政状況は、収益的収支の総収益が7億3,399万7,122円に対して、総事業費は6億7,464万2,937円で、これにより、純利益として5,935万4,185円を生じております。

次に、資本的収支の収入は1,273万2,783円、支出は2億7,192万506円で、差引き2億5,918万7,723円の不足を生じており、不足額は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補填されております。

次に、議案第66号 平成31年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成31年度の未処分利益剰余金13億2,721万9,317円のうち、1億2,428万8千円を建設改良積立金に積み立て、9億6,812万7,773円を自己資本金へ組み入れ、残余を繰り越すものであります。

委員会では、まず、単身世帯等の増加に伴い、給水戸数は増えているが、配水量は減少傾向にあり、今後の収益の見通しについてただしたところ、人口の減少や節水型のトイレ等の

普及により、使用水量が減少していると考えられる。また、平成29年度に策定した経営戦略では、令和5年度に資金残高がマイナスとなる見込みであったため、浄水受水に関する基本水量の見直しや最新の経営状況を踏まえた調査を行っているところであり、長期的には料金改定も考えなければならない旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、議案第64号は原案のとおり認定すべきものと、また、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第65号 平成31年度大川市下水道事業会計決算認定について御報告申し上げます。

説明によりますと、平成31年度の下水道事業の財政状況は、収益的収支の総収益が4億8,655万6,382円に対して、総事業費は4億8,624万6,834円で、これにより純利益として30万9,548円を生じております。

次に、資本的収支の収入は3億4,358万2,900円、支出は5億5,608万3,603円で、差引き2億1,250万703円の不足を生じており、不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填されております。

委員会では、まず、処理場費の修繕費で、内容や今後の見通しについてただしたところ、水処理センターの汚水処理に係る機械・電気設備の修繕を行っており、施設は平成18年に供用を開始し、14年が経過しているため、今後は日々の操作、運転に気をつけながら、定期的な点検や整備を行い、できるだけ修繕費用がかからないよう努力していく旨の答弁がなされました。

次に、管きよ費の路面復旧費の詳細についてただしたところ、下水道工事による津地区の国道208号の舗装工事で、国土交通省と工事面積の確認を行い、面積で210平方メートルの復旧舗装を行った旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（川野栄美子君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから、産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第64号 平成31年度大川市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第65号 平成31年度大川市下水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第66号 平成31年度大川市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、決算特別委員会に付託しておりました議案第60号 平成31年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

これから、決算特別委員会における審査の経過並びに結果について、決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長、永島守君。

○決算特別委員長（永島 守君）（登壇）

続きまして、報告をさせていただきます。

私は決算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました、議案第60号 平成31年度大川市一般会計歳入歳出決算認定につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果

を御報告申し上げたいと思います。

なお、決算特別委員会におきましては、川野議長も議長の立場で参加され、また、多くの議員の皆様も傍聴されております。御報告をいたしておきたいと思います。審査の過程につきましては、各款にわたって多くの質疑、意見等が交わされました。委員長報告につきましては、私のほうで主なものを取りまとめさせていただきましたのでよろしくお願いを申し上げます。

決算規模並びに収支の状況については、歳入が186億4,086万6千円、前年度と比較して24億7,687万9千円、率にして15.3%の増、歳出が184億6,569万3千円で、同じく前年度と比較して24億2,901万1千円、率にして15.1%の増となっているところでございます。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものにつきまして、歳出から申し上げたいと思います。

まず、2款1項6目財産管理費に関し、ふるさと基金積立金の寄附総額は8億4,526万7千円、寄附件数は5,238件で、平均16万1千円だが、寄附額の価格帯についてただしましたところ、本市の場合、ふるさと納税の返礼品の中心は家具であり、10万円から100万円が一番多い旨の答弁がなされたところであります。

これに対し、寄附件数はそんなに伸びてはいない中で、寄附総額が大幅に増加していると思うが、リピーター率についてただしましたところ、寄附者数で換算すると約4,300人であり、そのうち、リピーターは631人である旨の答弁がなされたところであります。

次に、3款3項1目生活保護総務費に関し、就労支援業務委託料の委託先と支援内容についてただしましたところ、委託先は西日本エリートスタッフ株式会社で、月に6回ほど市役所で就労の相談に乗っていただいております、支援内容といたしましては、生活困窮者や生活保護受給者の自立に向けた就職のあっせん等を行い、相談者と一緒に将来のことを考え、就職ができるよう支援を行うものである旨の答弁がなされたところでございます。

さらに、就労支援により11名の就労実績があるが、何名の方に支援をされて11名の就労につながったのかただしましたところ、実際に就労支援を行った人数は24名で、そのうち11名が就労につながり、この中から2名が自立され、生活保護から脱却している旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、現在、国も伴走型の支援を進めていると思うので、頑張っって就職して、また辞めての繰り返しになるかもしれないが、常に一緒に伴走して、励ましながら支援を行って

いただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

次に、4款1項1目保健衛生総務費の市民の健康づくり事業に関し、生活習慣病予防健診業務委託料につきまして、30歳代で健診を受ける機会のない方を対象とし、60人に健診を実施したとあるが、何人の対象者に案内をしたのかただしましたところ、30歳と35歳の合計550人に通知している旨の答弁をいただいたところでございます。

委員会では、健診に関して、なかなか受診者が増えない状況であり、第6次総合計画の中にも、例えば、特定健診については、2024年までに受診率60%を達成するという目標が定められているので、目標に向かって、今までとは違う方向性で健診の受診率を上げるための促進方法の見直しを行っていただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

次に、5款2項2目勤労者福祉施設運営費に関し、勤労青少年ホームについて、毎年約2,000万円の経費がかかっているが、今後の施設の必要性についてただしましたところ、公共施設等総合管理計画を策定する際に検討しているが、平成30年度までは利用者が微増しており、運用継続としている。今後の利用状況や、建築後30年を経過する令和4年以降に、老朽化による大規模改修の必要性が迫っており、そのときが一つの判断の時期になる旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、今後も維持していくのであれば、利用者数を増やしていくアイデアを出すとともに、少しでも経費削減を行い、逆にお金を生むような取組も必要ではないか。また、市民アンケートにもニーズに合わない施設や、あまり使用されていない施設は削減すべきとの回答が多くあるため、その点を踏まえた上で、今後のことを検討していただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

次に、6款1項3目農業委員会費に関し、産地パワーアップ事業費補助金の内容及び目的についてただしましたところ、本補助金は国庫事業であって、国際環境の変化に対応できるような産地づくりを進めることを目的としており、アスパラガスについては、この補助金をハウスや施設の導入部分に使用されている。アスパラガス農家が増えた理由としては、女性や定年退職後の高齢者が低コストの導入費用で参入しやすく、単価が安定しているため、最近はかなり作り手が増えている。出荷量が増えると当然単価は安くなるのでバランスが非常に難しいが、収穫には時間がかかるため、人手不足が深刻な問題である旨の答弁をいただいたところでございます。

次に、7款1項3目木工業振興費に関し、インテリア人材養成事業費補助金の内容と実績

についてたどしましたところ、商工会議所で実施される大川職人塾開校に対する補助金で、平成27年度から行っており、480年を超える歴史と伝統を誇る家具のまち大川の伝統を生かした技術の伝承や付加価値のある製品作りを行う後継者育成の取組である。実績としては、昨年の受講生が6名であり、これまで受講生のうち1名が市内で起業し、2名が市内の事業所に就業している。市内の事業者からも若手の人材が受講生となっている旨の答弁がなされたところでございます。

次に、8款6項1目住宅管理費に関し、道海島団地の入居者数が減少している理由についてたどしましたところ、築年数の経過や世代の変わり目、全体的に高齢化が進んだことで退去者が増えたことと、買物や病院等へのアクセスの不便さが新規申込者の少ない理由として挙げられ、申込件数を増やす策としては、単身世帯の入居条件の緩和について検討を行っている旨の答弁がなされたところであります。

次に、9款消防費に関し、久留米広域消防本部に加入し1年経過したが、大川市単独と広域になったときの経費についてたどしましたところ、広域化の協議の場である財政部会の中で、経常経費の負担金について協議を行った経緯がある。まず、大川市が加入することにより、広域消防本部全体に係る経常経費の増加分が大川市の初年度の負担金となる。広域化当初は、平成29年度の決算ベースより高くなるが年々減少し、新しい負担割合が100%適用される令和6年度には、これまでかかっていた経費より低くなる。当時の試算では、広域化して15年程度経過した以降に財政面での効果が出てくるイメージであった。ただし、別途庁舎改築やはしご車等の特殊車両を導入する場合は、地元負担となる旨の答弁がなされたところでございます。

次に、10款1項2目事務局費に関し、校務支援システム等賃借料815万8,452円の内容についてたどしましたところ、平成30年度に学校で出席管理や成績管理等を行うための校務支援システムを導入しており、平成30年度は9月導入のため7か月分を支出していたが、平成31年度は12か月分を支出しているため、前年度より支出額が増加している旨の答弁がなされました。

次に、10款6項1目社会教育総務費の青少年健全育成事業に関し、学校支援ボランティア推進事業委託料について、ボランティア団体による各学校への学習支援活動として、地域の方々による朝の読み聞かせ等が行われているのか、また、現在のコロナ禍の中でも行われているのかたどしましたところ、昨年度は市内の全小学校と一部の中学校で実施している。ま

た、現在、全ての実施状況を把握しているわけではないが、コロナ禍が落ち着いたら再開し、多くの方々に御支援いただきたいと思っている旨の答弁がなされました。

さらに、現在、感染防止のために子供たちが会話もせずに静かに給食を食べている時間を利用し、読書離れを改善する一つの策として、また、地域の人材を活用するという面も含めて、地域の方々に日替わりで来ていただき、校内放送で推奨図書などを読んでいただくことはできないのかただしましたところ、コロナ禍だからできないではなく、コロナ禍の中でもできることはないかと常々考えており、委員のアイデアは本当にありがたいと思う。校長会等で協議し、よい効果も予想されるので、ぜひ取り入れていきたい旨の答弁をいただいたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

決算特別委員長の報告は終わりました。

これから、決算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第60号 平成31年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を決算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は決算特別委員長報告のとおり認定されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時21分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、市長から議案第72号 財産の取得についての議案1件の送付と、さらに、本市議会議員永島守君外3名から、議案第73号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての意見書議案1件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げますとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第72号 財産の取得について、議案第73号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についての以上2件を一括議題といたします。

これから、議案の朗読を省略し、提案理由の説明を行います。

まず、議案第72号について、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様こんにちは。本日、ここに、追加として提案させていただきました議案第72号 財産の取得について、御説明申し上げます。

G I G Aスクール構想の実現に向けて、市立小・中学校の児童・生徒及び教員に1人1台の学習用端末を整備するため、G I G Aスクール用端末等購入の契約を締結するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

以上、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川野栄美子君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件のうち、議案第73号については、さきの議員協議会において御協議いただいておりますので、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、議案第72号 財産の取得についてを議題といたします。

ただいま議題としております案件について、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第72号 財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ただいま議題としております案件について、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

議案第73号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

午前11時52分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、本市議会議員箴島かおる君外5人から、議案第74号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての議案1件と、さらに、本市議会議員龍誠一君外5人から、議案第75号 永島守君に対する議員辞職勧告決議1件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げますとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、議案第74号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから、議案第74号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを朗読いたさせます。局長。

○議会事務局長（石橋英治君）

恐れ入ります。議案集の議案第74号のほうを御覧いただきたいと思います。

1ページから朗読をさせていただきます。

議案第74号

大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日

提出者 大川市議会議員

箴 島 かおる
永 島 守
平 木 一 朗
遠 藤 博 昭
古 賀 寿 典
宮 崎 貴 仁

1 ページをおめくりいただきたいと思います。2 ページ目です。

大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例

大川市議会議員定数条例（昭和37年大川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「15人」を「14人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

次に、提案理由の説明を行います。

議案第74号について、提案理由の説明を求めます。11番箴島かおる君。

○11番（箴島かおる君）（登壇）

議席番号11番、箴島かおるでございます。

議案第74号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案者を代表いたしまして御説明いたします。

この議案は、大川市の議員定数を現行の15名から1名削減して、14名にしようとするものです。

近年は、地方議員の不要論まで言われるほど、私たち議員を取り巻く環境は厳しいものがあります。このような中であっても、私自身は長い人類の歴史の中で築き上げてきた議会制民主主義は必要だと信じております。しかしながら、議会制民主主義が十分に機能するためには、議員の能力がそれなりに必要です。そのためには議員数が多いほうがよいという意見

もあるのも確かです。

しかしながら、最近の市議会の選挙を見ますと、立候補者が少なく、住民の選択肢が狭められてしまっているのが現状なのではないでしょうか。立候補者が少なく、選択の幅が狭められているなら、議員の定数を減らすべきです。

大川市の人口も年々減少傾向にあります。近隣の8つの市や町の今年9月の議員数と人口比を比較してみますと、大川市の議員1人当たりの人口は約2,200人となっております。大木町は約1,200人、柳川市、約3,100人、筑後市、約2,900人、みやま市、約2,300人、久留米市、約4,700人、大牟田市、約2,800人、佐賀市、約6,400人となっており、近隣8市町村では人口比で比べると、大木町に次いで2番目に議員数が多くなっております。

大川市が議員数を1名削減して14名になったとしても、この近隣8つの市や町の中で、大木町、みやま市に次いで3番目に議員数の多い自治体です。

それぞれの市や町は、町村合併などの様々な事情があるかと思われませんが、大川市の議員数は近隣自治体と比較して多過ぎます。そのようなことからしても、議員定数の削減は時代の要請であります。

今回の定数1名削減案は、平成27年6月に提案された3名削減案が賛成、反対が同数となり、議長裁決で否決されました。

その後、議会内に大川市議会議員定数削減調査特別委員会が議長を除く議員全員16名が参加して設置され、約1年間、10回の会議が開催され、大川市の人口減少の問題、行政の監視機能、委員会の数、議員数は奇数、偶数のどちらがよいのかなど様々な観点から検討を重ね、平成28年3月議会で、次の市議会議員一般選挙の定数は削減数2名の17名から15名とするとの定数削減案が全員賛成で可決された経緯があります。その際に、次回の市議会議員一般選挙後、さらに定数1名の削減について努力を図ることとするの附帯決議も全員賛成で可決されました。今回の定数1名削減案は、この附帯決議を踏まえたところの提案でございます。

ここにいらっしゃる議員の皆さんは、この議決によって選出された皆さんです。新たに選出された3名の議員の皆様を除いた、ここにいらっしゃる議員12名の皆様全員が、この定数1名の削減について努力すると約束されたのですから、できる限り全員賛成でこの議員定数1名削減の議案に賛成していただきたいと願ひまして、提案理由の説明を終わります。

我が身を削るような議案ではありますが、大川市の将来のため、大川市の住民のため、い

ずれが最良の選択なのか、慎重で真摯な審議をお願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題としております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、ただいま議題としております案件について、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔賛成者挙手〕

馬淵議員、どちらの討論ですか。（「反対討論になります」と呼ぶ者あり）反対。

平木一朗議員は。（「賛成です」と呼ぶ者あり）賛成の討論。

永島幸夫議員は。（「反対」と呼ぶ者あり）反対。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これで締め切ります。

ただいま討論の通告がありましたので、これを許します。

まず、反対の討論から。2番馬淵清博君。

○2番（馬淵清博君）（登壇）

議席番号2番、馬淵清博でございます。

私は、今回の削減提案に対して反対の意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほど箴島かおる議員が提案理由を朗読されました。新しい議員の方は御存じないかもしれませんが、平成28年3月議会で定数削減議案が2名ということで可決をされたことは、ほかの議員は御存じのことと思います。そのときに、3名にするか、2名にするか、議員同士の白熱した議論が行われ、現在に至っております。

平成27年6月議会の定数削減は、当時、議論の中で2名ということになりましたけれども、

その後、最終日に永島守議員の動議によりまして、大川市議会議員定数削減調査特別委員会というのを設置されました。平成28年3月までに10回の会議が行われ、その中で、全員で2名の後に、最終的にはそのときに、この次の選挙までに1名の削減を目標とするというふうに決まったと認識をいたしております。

それによりまして、昨年は15名の定数で選挙が行われました。皆さんその中を勝ち抜いて、今現在ここで活躍をされていることとっております。

現在の状況を見ますと、当時、1名削減を目標とするということを知っておられた議員は、新人さん、補欠も含めまして4名の議員は当時おられませんでしたので、そのことは御存じないと思います。後でお話は伺われたとは思いますが、新しい4名の議員は新しく選任され、一生懸命自分の仕事、市議会のことに頑張っていて、市民のために頑張っておられることと思います。

そこで、私が思いますに、4名の議員に、当時、1名削減を努力するというをよく御存じになっておられたのか、現在ですね。そして、そこでまた、自分が今まで議員になられて、現在の定数で各委員会で仕事をされておられると思います。各委員会、今、現状は5人で運営をされております。5人の運営が、もし削減されるとなれば、どこかが4人になるか、また組合せを変えるか、そういうことが出てくるとは思いますけれども、現在5人で順調に運営されていることと、それから、議員定数に対しまして、5年前に決まりました1名削減の努力をするということは、あくまで努力でありました。それで、私もその間ずっと考えてはおります。けれども、そこで新しく議員になられた、また、新しい15名の議員が、これは本当に1名削減していいものなのか、新しくなられた議員は、その1名削減努力もよく分かっておられず現在に至っておられると思いますし、今現在活動をしておられまして、ああ、これが本当の定数、これでいいんだ、これで頑張っていこうと思われたりとかされているのではないかと思います。

私はここで、前回もかんかんがくがくあった中で、新人も含めたところで、新しい新人議員もおられるので、またここで再び、以前のように議員定数削減調査特別委員会を設置されて、また新しい新人議員も含めたところで、本当に定数はこれでいいのか、もう一回議論する場が必要ではないかと思います。よって、私はここに新しい調査委員会を設立することを願ひまして、本議案である定数削減ということには今回は反対をさせていただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（川野栄美子君）

次に、賛成討論を行います。7番平木一朗君。

○7番（平木一朗君）（登壇）

皆様こんにちは。議席番号7番、平木一朗です。

今回の議案第74号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論をさせていただきます。

内容によりますと、1名削減ということでありますけれども、先ほど提案者のほうからもありましたとおり、前議会において2名削減、そして、附帯決議として、次の議会において努力を怠ることということで、1名削減の提案がされております。

もちろん、新人の議員さんたちにとっては、初めて聞かれた方もいらっしゃるんじゃないのかなと思いますが、そのほかの議員は、この附帯決議はしっかりと耳の中に残っていることだと思っておりますし、我々議員というのは、日頃、いつ、どこでも、そういう覚悟を決めて賛否を取らなきゃいけない職業でもあります。そういう中においては、いきなり聞いたからかれこれということではなく、その場その場において、明日の生き方に悔いが残らないよう賛否を出さなきゃいけないところがあるんじゃないでしょうか。

その中で、今現在の大川市の財政、また、将来に対する財政、そういうことを考えますと、人口においても人口減少が続くわけでございますし、高齢化が進んでおります。納税者の数がだんだんと減ってきているのが事実であります。そういう中において、我々市議会がしっかりと自分の身を削り、次なる時代のことをつくってあげること、そのためにはまず、前回の議会のとおり議員削減を行って、姿勢を見せることが大事じゃないかと感じている次第でございます。

そして、もう一つ大事なのは、前回も2名削減のときに言いましたけれども、毎回毎回の議員削減が選挙の道具に使われることが非常に私は不愉快でございます。だから、その当選した初めの段階でこういう定数削減については議論し合うことが大事ではないかと考えている次第です。

また、私個人のことになりますけれども、今の議員報酬かれこれでは到底、議員職だけでは到底生活ができないのが皆さんも一緒じゃないかなと思います。活動すればするほど非常に厳しいことがあります。私の下に初めて今回4期目において宮崎貴仁議員が当選しており

ますけれども、もっとも若い議員が立候補しやすいように、議員職として全うしてやっていけるように考えなきゃいけないこともありますし、そして、今さっき定数削減によって14名になるかと言われておりましたけれども、それで、委員会の数がとありますが、ある意味、通年議会ということを提案しながら、365日、議員職を全うする、そういうことも検討してよろしいんじゃないのかなと思っております。

よって、今回の定数に関しては、1名の削減でございます。これはゼロか1か、私個人から言わせていただくと、1名にはまず賛成をして、残り2年間、議員として今回ありますので、この2年の間にもう一名削減して議員報酬を上げるのか、通年議会かこれを検討するのか、そういうことも皆さんで話し合っただけでやらなきゃいけない。今回はゼロか1かの表決だと思いますので、その辺のことを覚悟を持って挑んでいただくことをよろしく願いいたします。

○議長（川野栄美子君）

次に、反対討論を行います。8番永島幸夫君。

○8番（永島幸夫君）（登壇）

8番永島幸夫でございます。反対意見を申し述べます。

新人議員として昨年4月に当選して以来、議員として見聞してきました。一市民の頃とは大違いです。意欲のある議員が必要であります。市民代表としての議員活動を阻害してはなりません。人口問題ではありません。大川市の地域を考えれば、現状の15人でよいと判断します。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

これをもって討論を終結し、これから採決に入ります。

議案第74号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

人数が同数となりましたので、議長裁決となるみたいですので、私が裁決させていただきます。

なかなか難しい問題でございますけれども、私が前に議員定数削減調査特別委員会の委員

長をいたしておりました。委員長をいたしておきまして、これはやっぱり削減して、平木議員の言うように、やっぱり若い議員さんたちも入って、いい方向に持っていく、そのために1名の議員を減らしていくことは賛成というふうな立場でずっと委員長でやってまいりましたので、この件は賛成にさせていただきます。

以上でございます。

よって、議長により裁決をいたします。

本案を可決することに決めます。

次に、議案第75号 永島守君に対する議員辞職勧告決議を議題といたします。

永島守君は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、暫時御退場願います。

〔永島 守議員退席〕

それでは、議案第75号 永島守君に対する議員辞職勧告決議を朗読いたさせます。局長。

○議会事務局長（石橋英治君）

恐れ入ります。議案集の議案第75号のほうを御覧いただきたいと存じます。

1 ページです。

議案第75号

永島守君に対する議員辞職勧告決議

標記の決議案を別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日

提出者 大川市議会議員

龍 誠 一

古 賀 龍 彦

吉 川 一 寿

永 島 幸 夫

内 藤 栄 治

西 田 学

2 ページを御覧いただきたいと思います。

朗読いたします。

永島守君に対する議員辞職勧告決議

我々は、暴行事件を起こした永島守君に対して、議員辞職勧告を表明するものであります。

平成27年6月議会において、永島守君他が議員提出した議案「議員定数削減議案」の採決は、可否同数となり議長裁決で否決されました。

永島守君は、その採決に当たり反対意見を表明した龍誠一君に対して、議会事務局室内で暴行事件を起こしました。

その結果により、龍誠一君は首に痛みを感じ、病院で診察を受けたところ「頸椎捻挫」と診断されました。

その後、龍誠一君は、永島守君を筑後署に告発しました。

警察署の調べで、永島守君は「暴行の事実」を認め、暴行理由を「自分の意見に反対したからだ。」と供述しております。

その結果、刑事裁判では「暴行罪により罰金支払い」の判決が確定し、また民事裁判では令和2年3月、「賠償金支払い」の判決が確定したところであります。

そもそも議会は、言論の府であり、議論には議論で応じるのが当然であるにも拘らず、採決で反対意見を表明した者に対して、暴力をふるうなど言語道断の行為であり、議会制民主主義を根底から覆す行為であります。議会人として断じて看過できません。

よって、我々は、裁判の結果を重く受け止めると共に、永島守君に対し猛省を促し、ここに「議員辞職勧告決議案」を提出するものであります。

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

次に、提案理由の説明を行います。

議案第75号について、提案理由の説明を求めます。12番吉川一寿君。

○12番（吉川一寿君）（登壇）

議案第75号 永島守君に対する議員辞職勧告決議の提案理由の説明をさせていただきます。

我々は、暴行事件を起こした永島守君に対して議員辞職勧告を表明するものであります。

平成27年6月議会において、永島守君外が議員提出した議案、議員定数削減案の採決は可否同数となり、議長裁決で否決されました。永島守君は、その採決に当たり反対意見を表明

した龍誠一君に対して、議会事務局室内で暴行事件を起こしてしまいました。その結果により、龍誠一君は首に痛みを感じ、病院で診察を受けたところ、頸椎捻挫と診断されました。その後、龍誠一君は永島守君を筑後署に告発をしました。警察署の調べで永島守君は暴行の事実を認め、暴行理由を自分の意見に反対したからだと供述しております。その結果、刑事裁判では暴行罪により罰金支払いの判決が確定し、また、民事裁判では令和2年3月、賠償金支払いの判決が確定したところであります。

そもそも議会は言論の府であり、議論には議論で応じるのが当然であるにもかかわらず、採決で反対意見を表明した者に対して暴力を振るうなど言語道断の行為であり、議会制民主主義を根底から覆す行為であります。議会人として、断じて看過できません。

よって、我々は裁判の結果を重く受け止めるとともに、永島守君に対し猛省を促し、ここに議員辞職勧告決議案を提出するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（川野栄美子君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りいたします。ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、ただいま議題といたしております案件について、質疑を行います。

質疑を希望される方は、この際、御通告願います。11番 箴島かおる君。

○11番（箴島かおる君）

75号の提案理由の説明によりますと、永島守議員が辞職に相当するような暴行事件の発生から既に5年以上を経過しておりますが、現在の永島守議員は、昨年4月の市議会議員選挙において大川市民の投票により選出されて、現在の市議会議員の地位を与えられております。

議員辞職に相当するような暴行事件が発生した時点で直ちに提案せずに、5年以上も経過したような今日、事前に多くの議員の賛同を求める努力もなく、突然に著しく個人的な名誉毀損するような議員辞職勧告の議案を提出された理由を説明してください。

○議長（川野栄美子君）

吉川議員お願いします。

○12番（吉川一寿君）

まず、事件として確定をしてからと思っております、まだあやふやな感じではこういうことはできないだろうと思っておりましたので、確定したので出したところであります。

○議長（川野栄美子君）

箴島議員。

○11番（箴島かおる君）

永島守議員の行動が議会制民主主義に反するのであれば、その時点で懲罰の動議を提出して、議会においてそのことを議論すべきだと思います。私がお聞きしているのは、なぜ事案発生から5年もたった今、議員辞職勧告決議なんですかということをお聞きしておるんです。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

12番吉川議員。

○12番（吉川一寿君）

今言ったとおり、とにかく事実が確定した時点でと私たちは思っておりました。まだあやふやな感じでは、あなたどうですかとか、こういうふうな感じでは話ができないと。我々は現場におりました。そのとき言ってもよかったかもしれませんが、まず警察の介入がありました。そこで取調べもありますし、ある程度警察からの刑事での確定の判断も仰がなくてはいけないと。そういうふうに思って今になったところでございます。

○議長（川野栄美子君）

箴島かおる議員。

○11番（箴島かおる君）

最後の質問になるかと思いますが、議案提案理由となった暴行事件の概要が御説明ではいま一つ判然といたしません。個人的な揉め事から発生した暴行事件を議会で審議するためには、それなりの事実関係の調査が必要です。龍議員の御説明にもよるといってお話ですが、刑事裁判で判決が確定し、民事裁判でも賠償金支払いの判決が確定したとの説明がありました。裁判所の判決は、いわば究極の中立的な第三者の判断です。事件の概要をはっきりさせるためには、提案理由で述べられた刑事裁判の判決文と民事裁判で確定した判決文を議会に提出した上で審議すべきだと思いますが、これらの判決文を議会に提出することはできますか。

○議長（川野栄美子君）

吉川議員。

○12番（吉川一寿君）

提出はしております。

○議長（川野栄美子君）

確認をさせますのでちょっと待ってくださいね。——確認をされますか。見ますか。

（「後でいいです」と呼ぶ者あり）見るんだったら暫時休憩を取りますけど。（「後でいいです」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

それでは、ちょっと時間がかかっているみたいですので、ちょっとお待ちください。暫時休憩をいたします。

午後0時30分 休憩

午後0時40分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

箴島議員に申し上げます。確認されましたでしょうか。箴島議員。

○11番（箴島かおる君）

ちょっと時間があまりかかりそうなので、さっと見ました。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

確認されましたね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に行きます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔賛成者挙手〕

まず、反対討論の方。遠藤議員、箴島議員、平木議員ですね。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、いいです。

賛成の方。西田議員、龍議員、内藤議員、古賀龍彦議員、永島幸夫議員ですね。

ほかにはないようでありますので、ただいま討論の通告がありましたので、これを許します。

まず、反対から参ります。10番遠藤博昭君。

○10番（遠藤博昭君）（登壇）

議席番号10番、遠藤博昭です。

今回の永島守君に対する議員辞職勧告決議についての反対意見を述べます。

まず、この提案書の中に書いてある中から2つ。

1つは、議会制民主主義という言葉を使って、これを根底から覆すということが書かれています。そもそもこの議会制民主主義とは、国民並びに市民に選ばれて負託を受けた議員が、市民の言葉を代弁して議論を交わす、これが議会制民主主義であります。であるならば、ここに今、大川市議会議員としておそろいの15名の方は、さきの1年半前の4月の統一地方選挙の中で、大川市民の負託を受けて、この議場におられるものだと思います。それなのに、事件として取り扱われている内容は、5年も前のことであります。この議場には、当時、この事件に全く関与していらっしゃらない新人の議員さんを含めて4名いらっしゃいます。本来、議会制民主主義を尊重するならば、まずはこの選挙の結果を尊重すべきだと思います。ここにおる皆さん、去年の4月から市民の負託を受けて4年間という任期を与えられて、その中で一生懸命仕事をするということです。それなのに、それ以前の不祥事や事件を取り沙汰されるならば、何のための選挙であったのか、非常に疑問に思うわけです。その点が1点です。

もう一点は、この勧告文の中に、既に刑事処罰も受けており、それから、民事においても賠償支払いが出たということが書いてあります。刑事事件でもって非を認めたのであれば、刑事罰も受けていらっしゃるし、社会的制裁を受けておられると思います。その結果がはっきり出ている方に対して、何でこの議会の中で、その人格を否定するような文言でもって議論をせにゃいけないのか。基本的にいえば、議場に持ち込むべき案件ではさらさらないと思います。

それと、もう一点は、全くこの件に関与していない2人の議員さんがこの議案の提出者に名を連ねてあります。何の真実を自分の目で見てこういう提出書にサインをされたのか、甚だ疑問であります。そういうことを全てひっくるめて、とても本来であるならばこの議場で議論する案件には値しないと思います。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

次に、賛成討論に移ります。1番西田学君。

○1番（西田 学君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号1番、西田学です。

賛成の討論をさせていただきます。

私は今話題になっております新人議員です。しかしながら、当事者でなければ言葉も発することができないということであれば、我々は、市議会議員は分かりませんが、陪審員裁判とかあるし、裁判が全く成り立ちません。裁判長だってその場にいたわけではありません。

私はこういうふうに考えます。永島守議員の行為は辞職に値した、あえて過去形で言います。永島守議員の行為は辞職に値したとなぜ言うかといいますと、それは永島守議員が自ら認めている理由、暴力に至った理由によるものです。皆さんこのことに関しては反論する人は私はいないというふうに信じております。

ですから、事件を起こした後、本人が直ちに自ら責任を取るべきでした。そういうふうに思いませんか。議会で自分の思うようにならないからやったという理由であれば、それは議会の延長です。議会で不祥事は、議会人としてけじめをつけるしかないと思います。残念ながらそれがなされていなくて、その後、当選したからいいではないかと言われても、それは禊ぎとは言えないのではないのでしょうか。

刑事裁判での判決が下り、民事裁判での判決も下った後に、この9月議会で議員辞職勧告決議が出されたことは正当性があります。永島守議員自ら身を引かれない以上、このことを黙認することは同じ議会人としてどうしても看過できないとの使命感から、今回、この議員辞職勧告決議が提出されたものであります。

私はこの理由により、この議案に対して賛成いたします。私の意見は以上です。

○議長（川野栄美子君）

次に、反対討論を行います。11番箴島かおる君。

○11番（箴島かおる君）（登壇）

11番箴島かおるでございます。

先ほど質疑をいたしました、よく分からない部分があるということで、写真もつけて見させていただきました。この写真というのは、警察でこうしてくれ、ああしてくれというような形づけてある分を写真に撮ってあるような状況でしたので、これはいかがなものかなと思います。一応それでも証拠写真という形になれば、ちょっとおかしくなるかなと思います。まず、一応そういうことをちょっとあえて言わせていただきます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

次に、賛成討論を行います。5番龍誠一君。

○5番（龍 誠一君）（登壇）

皆さんこんにちは。当然、私は当事者でありますから、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

そもそも、今、箴島議員が言われた、こげんしてとかという部分においては、警察を威嚇するものでありますから、今の意見については私は修正を求めます。そうしないと、法律すら間違っているような言い方に聞こえたので、一応まずもって意見として言わせていただきます。今言われたことは、本当何か警察の取調べが間違っていた、そういうふうに取りかねないような意見でしたので、私はまずもって修正を求めたいと思います。そうしないと、筑後警察署まで巻き込んで話を論議していくような形になるんじゃないでしょうか。まず、それが1点ですね。

そもそも私の立場としては、当時、市議会議員として初めて登壇させていただきながら、反対討論をさせていただきました。それで、いきなりつかみかかってこられて、終わってからですね。そして、そういう状況の中に、ああ、これを認めれば、いわゆる自分の意見が通らんやったら暴力を認可していいんだと、そういうふうにしたんだから、いつかは形を取らないかと思いました。しかし、けがをしたもんですから、私としてはこの議会で提出するにしても、やっぱり同じ立場でしなければ、自分の当時の考えは、もしこうやって最終的な民事判決も出ていないところでやるならば、もしかしたら彼のほうに不利な感じになりはせんやろうかと。そしたら、結局同じ議会人として、同じ気持ちで、皆さんに訴えかけるのはいかなもんかと思いました。それが一番今になってしまった理由でございます。形を取った上で、国の法律に基づいて、その法律が出た上で、皆様どうですか、私たちは議会人として討論をして、討論をしたことによって、自分の意見と食い違ったと、だから暴力を振るったんだと、それに調書に本人がきちんと供述しております。その供述に基づいて、皆さんに見ていただきかけたので、提出もしております。ただ、先ほども申し上げたとおり、本人様のことを考えますと、個人情報にもなりますから、そういう意味では皆さんに行き渡らなかったのかなとは思っております。

ただ、今後、若い議員とか新人議員さんが入ってくる中で、ここでしっかりとこういうこ

とはいけないんだと、議会人として暴力はいけないんだと。その暴力はいけないんだということはずっと最初から訴えてきました。何があろうとも暴力はいけない。それを皆様に問いながら、ましてや、私も文教厚生委員でございます。学校の先生方、私は小学校のときに、暴力はいかんと、そういうふうに習いました。ですから、今後やっぱり学校の先生たちとか子供たち、差別をなくすとか、そういう意味では、ここできちっと議会人としてけじめをつけていきまして、そういう意味合いで、今から先の未来の、この大川市の発展のためにやっていくのが一番いいことだろうと、そういう思いで今に至った次第でございます。

ですから、とにかく反省をしていただきたいというふうには思っています。ちなみに、今のところまだ一度もすみませんでしたという言葉はいただいておりませんので、5年たった今でもまだ、すみませんということはいいただいておりません。これが当事者でありながらの意見でございます。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

次に、反対討論に移ります。7番平木一朗君。

○7番（平木一朗君）（登壇）

皆様こんにちは。議席番号7番、平木一朗です。

ただいま議題となっております議案第75号 永島守君に対する議員辞職勧告決議について、反対の立場で討論をいたしてまいりたいと思います。

議員辞職勧告決議内容からすれば、平成27年6月15日の議会事務局内における言い争いに始まった問題であろうと思われまふ。私はかねて永島守議員より、今日に至る大筋の経過を聞いておりましたので、本日は私が預かっております福岡高裁の判決文に基づいて申し上げたいと思っております。

御存じのように、狭い議会事務局内ですので、4名の職員が一部始終を目撃しており、事実は永島守議員による一方的な暴力ではなく、このような事態に及んだことは、ほかに何らかの事情があることも以前より大筋で聞かせていただいております。私自身もある程度の理解はいたしている次第でございます。

また、数分間の瞬間的な出来事であることは4人の事務局員外が現認しているところでもあります。当時、現職でなかった新人議員等には、議員辞職勧告決議案の明確な目的周知がなされないまま、既に議員辞職勧告決議案に賛同されていると聞いております。

私は常々、この議員という立場になってから、師匠ともよく話をさせていただくんですが、政治の師匠のほうですね。議員というものは、首長ももちろんそうですけれども、4つの目で物事を見なさいと言われております。そのことは、主観、客観、表観、裏観という目でございます。主観、客観というのは、主に弁護士の方たちが得意とする部分でございますが、主観的に聞いた話と、そして、客観的に、どうやって客観を味方につけるのかという見方を勉強しなさい。そして、表観、裏観、これは警察官の方たちがよくそういう目で見られるんじゃないかなと思いますが、表から見る目と裏から見る目、そのような4つの目で物事を見なさい、それでも分からないことがあれば否決に回りなさいと教えられております。

私自身も今回のこと、両方の関係者からきっちり話を聞いたわけじゃございませんので、そういった部分で、よくよく正直分からないところもあります。そういう面において否決をしなきゃいけないと思っている次第でございますが、特にこのことをよく事情が分からない方は、冷静に判断していただきますようお願い申し上げます。

私が聞くところによりますと、前談は省略いたしますが、永島守議員は事件とされます平成27年6月15日、その数日後、突然に筑後警察署に呼び出しを受け、事情聴取を受けております。被害届で龍議員の主張が全て受け入れられていたようであり、筑後警察署では、既に龍議員から被害内容は聞いている。こんなことは早く事実を認め、終わらせたほうが良いぞという警察官による脅しと説得に従い、供述内容の全ては警察官が作成、読み聞かせの後、文末に永島守議員が署名、捺印。後日、検察庁の呼び出しを受け、柳川検察庁へ出向き、再度事情聴取を受け、検察官は大変人情的であり、罰金は最低額に当たる10万円を支払ったと聞いております。しかし、警察官による事情聴取の際に、永島守議員が事実認否を否定し、もっと慎重に応じていれば、このような事態には至らなかったのではないかと思い、誠に残念でなりません。

年月は省略いたしますが、その後、龍議員は永島守議員より暴行を受けて後遺障がいを負ったとして損害賠償627万560円及び平成27年6月15日から支払い済みまで年5分の割合の遅延損害金を福岡地方裁判所柳川支部を通じ請求されたそうで、永島守議員が返す言葉さえないと言っていたのを記憶しております。その後、長期間にわたった審議がされたことはよく知っております。

その結果、福岡地方裁判所柳川支部は、龍議員の請求のうち永島守議員に対する396万47円及び遅延損害金の支払いを求める限度で請求を一部容認し、その余りの請求を棄却。これ

に対し、永島守議員は敗訴部分を不服として福岡高等裁判所へ控訴いたしました。控訴判決については、こちらのほうに福岡高等裁判所の判決言渡し文を本日持参しておりますので、この場にて読み上げさせていただきます。

なお、この文を全文読んでしまうと非常に長時間かかりますので、私なりに解釈をさせていただきます。

主文、1、原判決を次のとおり変更する。2、控訴人は被控訴人に対し57万2,480円及びこれに対する平成27年6月15日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。3、被控訴人のその余の請求を棄却する。4、訴訟費用は第1、2審を通じてこれを10分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

こちら書いてあります1つ目に治療経過についてでございますが、まず申し上げますのが、事件とされる日の翌日、平成27年6月16日、医療法人社団高邦会高木病院を受診し、レントゲン検査等を受け、湿布が処方されました。

その後、16日間の間を空け、同年7月2日、同病院を受診し、再度レントゲン検査を受け、外用で経過観察との診断を受け、再び湿布が処方されました。

その後も15日間を空け、同年8月18日、同病院を受診し、再度レントゲン検査等を受け、外用で経過観察との診断を受け、また湿布が処方されております。

龍議員のその後の経過は、同病院の患者診療記録上、まだ痛いということで本人がリハビリを希望した、同月20日。リハビリ実施、翌日21日。本人いわく、こわっている等を申し出る、同年9月1日。左足が腫れた等を申し出る、同月15日。右上肢のしびれ等を申し出る、同月24日。前回受診時と同じ症状、同年10月3日、なお、物忘れがひどい等を申し出る。同月13日、前回受診時である3日と同じ症状。同月26日、変わらない。同年11月9日、前回と同じ。

龍議員は平成29年5月19日、今朝はしびれが強く、手の握力が弱いため、救急要請し、同病院に搬送を願った。龍議員には、診察の結果、明らかな神経脱落所見は認められず、頭部CT検査においても明らかな頭蓋内出血もないという結果でありました。

高木病院医師の作成に係る後遺障害診断書の症状固定日を平成29年6月22日とする。

同診断書には、傷病名として頸椎捻挫、自覚症状として頸部痛、右上肢のしびれ、他覚症状等として、知覚や反射など問題なし、レントゲン・MRI問題なし。右腕の痛みとしびれ。傷害内容の憎悪・緩解の見通しなしとの記載があります。

2つ目に、判決内容、症状固定日についてでございますが、これらの事情を総合すると、遅くとも平成27年8月17日には本件暴行による症状は固定していると認めるのが相当であり、同月18日以降の龍議員の症状については、本件暴行との間に相当因果関係がないと言うべきである。龍議員は、本暴行による傷害の症状固定日が平成29年6月22日と主張するが、2年もの期間を必要とする有形力が加わったと認めるには足りる的確な証拠はない。頸椎捻挫の合理的治療期間は通常一、二か月程度であり、遅くとも本件暴行から2か月を経過した平成27年8月17日には症状が固定したとするのが適当であり、龍議員の主張は採用できないと出ております。

また、龍議員の後遺障害の有無、程度についてでございますが、龍議員は本件暴行により頸椎捻挫の傷害を負ったが、これらの症状は遅くとも平成27年8月17日時点で症状固定したことが認められる。高木病院での初診及び再診時に龍議員が訴えた頸部痛、吐き気、耳鳴りについては、骨折等の品質的損傷が認められるような他覚的所見はなく、平成27年8月17日時点での自覚症状を裏づける客観的な医学的所見に乏しい上、同日まで症状経過、治療経過をあわせ考えても、将来における回復が困難と見込まれる障害があるとは捉えがたい。したがって、本件全証拠においても、本件暴行により龍議員に何らかの後遺障害が生じたと認めることはできないと出ております。

損害額についてでございますが、治療費、本暴行があったとされる日から平成27年8月17日までの治療費について症状固定とされております相当因果関係が認められ、4,040円と試算。福岡高裁判決では治療代は4,040円だけしか認めておりません。

文書料として、本件暴行とされる間に相当因果関係が認められ、1万6,200円と試算がなされております。

通院交通費として、龍氏は平成27年6月16日及び同年7月2日に高木病院に通院したことが認められる。龍氏の自宅から病院までは片道4キロであり、自動車に通院したことが認められるので、4キロの往復の2回、そして、ガソリン代の15円掛ける2日分ということで、計240円を試算。福岡高裁判決では、通院費2日分の240円だけしか認めておりません。

通院慰謝料に対して、これは判事の裁量でなされるものでございますが、本件暴行とされる態様、それによると、龍議員の受傷内容程度、治療経過、期間等を鑑みると、50万円相当と思われるっております。また、後遺障害慰謝料、後遺障害に関する龍氏の主張は採用できない。よって、ゼロ円。

次に、後遺障がい逸失利益、後遺障害に関する龍議員の主張は採用できない。よって、ゼロ円。

小計52万480円、弁護士費用5万2千円、合計57万2,480円。

以上の次第で、龍議員の請求は57万2,480円及びこれに対する平成27年6月15日から支払い済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるから、その限度で認容し、その余は棄却するのが相当であるから、これと異なる福岡地方裁判所柳川支部の判決は一部失当であって、永島氏の控訴は一部理由がある。よって、柳川支部判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

繰り返しになりますが、訴訟費用は1審、2審を通じて10等分を行い、その1割を永島守議員の負担とし、残り9割を龍議員の負担となっております。

という結果が最終的結論でありますから、この判決に不服として最高裁判所へ龍議員は控訴、永島守議員は通院慰謝料等に誤りがあるとして、付帯上告をいたしましたけれども、最高裁判所より双方の棄却決定が通知されております。

以上、判決文を参考に分かりやすくお話をさせていただきました。

こちらのほうは皆さんが見たいということであれば、すぐ裁判所のほうは見せてくれますので、判決内容については。

重要な部分につきましては、既にお気づきのはずでございますが、私どもは警察官でも裁判官でもありません。そして、ここは司法の場でもございません。しかし、あまつさえ政に身を置く立場でございます。先ほど4つの目と申しましたけれども、その部分で皆さんのところに、あまつさえ政に参加している以上、言葉の恐怖、我々議員というのは、言葉に義と書きます。これは言い方を変えれば、言葉一つで人を殺すことも生かすこともできるという覚悟を持って挑まなければならない仕事であると思います。そういうことにおいて、本当にその真実と両方から意見も聞かずにこれを決定することに対して私はいかかなものかと思えますし、賛成、反対云々ではなく、なるべくなら両方から意見を聞いた上で判断したいというのが本音でございます。

そういうことで、その後、統一選挙も既に終わっております。確かに、全ての議員に提案権が与えられておりますから、だからといって何でも提案できるということではございません。当議員が議員として適か不適か、選挙した住民が判断すべきことであり、議会や同僚議員が議員辞職勧告決議で議員に強要すべきことではないかと思っております。

皆さん御存じのとおり、永島守議員というのは四六時中、いわゆる行住坐臥議員であるような方でございます。

そういうことを考えていただいて、長くなりますので、この辺で終わらせたいと思いますが、私はこのたびの不当と思わざるを得ない議員辞職勧告決議に対し、強い疑念を抱きながら反対討論に挑んでまいりました。こういうことよりも、もっともっと先々の大川のためにやらなきゃいけないところが多々ある。そのためには、ここにいらっしゃる皆さん、議員、討論し合い、様々なことを解決しながら、明日の大川のために努力をしていきたいものだと感じておる次第です。

以上です。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

次に、賛成討論を行います。6番内藤栄治君。

○6番（内藤栄治君）（登壇）

6番内藤栄治、賛成討論をさせていただきます。

この永島守君に対する議員辞職勧告決議の中に書いてありますように、これを読むのは何回も読んでおりますので、その中で重要なところは、取調べで永島守君は暴行の事実を認め、暴行の理由を、自分の意見に反対したからだと供述しており、その結果、刑事裁判では暴行罪により罰金支払いの判決が確定しましたとなっております。

私が言いたいのはここなんです。議会で反対意見を述べたからといって、ここ議場から出て、そこの議会事務局内で暴行事件が発生した。これは本当、一番やってはいけないことじゃないでしょうか。これが認められれば、大川市の市議会はどういう市議会かといって、よその市議会から本当にこれはもう笑われもんです。そして、この大川市議会のモラル、規範はどうなっているかと世間の人たちは思いますよ。

だから、こういう問題は決着をつけるときは決着をつけて、やはり大川市議会は新しく出発しなきゃいけない、うみが出るのはうみを出す、その一番の痛みを皆さんと一緒に前に進んでいきたいなと私は思っております。

これがもし棄却されて、そしたら、臭い物には蓋をする、そういう大川市議会になってしまう。これはよい言葉でしょうか。子供たちにこの言葉の意味は何ですかと聞かれたら、大川市議会は臭い物には蓋をして、それで進んでおりますと。これは一種のいじめなんです、自分が言え。暴言を吐いたり、威圧をする、暴行を加える、これは本当いじめ問題と変わ

りません。1年生議員の本当になったばかりの若い議員に対して、あのときは当選——何期やったかな、まあいいけど、当選回数が一番多い先輩議員がそういうことをするんですよ。これは本当、新人議員に対してのいじめですね。皆さん、このいじめを認めますか。認めれば、おたくたち、学校の子供たちがいじめをするのに、これはいけません、いじめは反対ということを声高々に言える資格はあると思いますか。こういういじめ問題、本当、市議会議員として、弱い人の立場に立つ、これが市議会議員の役目じゃないですか。それを放棄して、ただ、論理だけというか、このくらいぐらいとか、何か知らんけど、水に流されるとか。

私たち6人がこの決議を提出するときに何と言われたと思いますか。後の仕返しがえすかやろうばん、街宣車回ってくるばんち、そげんかこつば言われたっですよ。そう言われて、言われても自分たち6人は、ここに提出したわけです。そういう脅し、本当これはいじめじゃないですか、同じ議員に対して。こういうことをおたくたちは認めるんですか。子供たちにいじめをやめましようと言う自信はありますか、教育問題として。本当に私は憤慨しております、この件については。

そして、暴力ですよ。暴力団廃止、そういう大会がありますね。私たち市議会議員は出席します。そのときにシュプレヒコールで暴力反対、暴力反対と私たちは言います。こういうことを認めておいて、そういう席上では知らん顔して暴力反対、暴力反対。そういう中途半端というか、理念がないというか、そういう気持ちで市議会議員ができるとと思いますか。僕はできません。だから、賛成したわけです。

皆さん方も良心があるはずですよ。この際、大川市のうみは出すところは出して、皆さんと一緒に新しい大川市議会をつくっていかうじゃありませんか。今までの経過はいろいろあります。でも、うみを出すことに対して、皆さん方の本当に断腸の思いの決断をお願いいたしまして、私の見解といたします。どうもありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

反対討論者がいませんので、賛成討論に行きます。13番古賀龍彦君。

○13番（古賀龍彦君）（登壇）

皆様こんにちは。議席番号13番、古賀龍彦でございます。

議案第75号の賛成討論をいたします。

永島守議員は今日まで7期26年、積極的な活動をされております。しかし、今回の暴行事件は誠に残念であります。

先ほどから数々討論されております。中身はほぼ一緒ですので、かいつまんでお話ししたいと思います。

この暴行事件の一番肝は、自分の意見に反対したから暴力をしたと、ここが一番肝ですね。私たち議員は、議論で闘うべきなのに、それを暴力で押さえつけると。これは議会としては最もやってはいけないことであります。

また、刑事裁判の結果も暴行罪、罰金支払いの判決が確定しております。この事実を重く受け止めて、二度とこのような事件が発生しないように、議会のけじめとして永島守議員に辞職勧告をすべきだと思います。

私たち大川市議会は、暴力追放運動にも毎年参加しております。皆さんも暴力には絶対反対だと思います。また、許してはなりません。

この議案は、事件を起こした永島守議員にペナルティーを与えるとともに、暴力を廃絶する目的であり、議員の皆様のご全会一致の可決を望みます。良識のある皆さんの賢明な御判断をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（川野栄美子君）

次に、賛成討論を8番永島幸夫君。

○8番（永島幸夫君）（登壇）

8番永島幸夫でございます。

永島守議員は、これが地方議会政治だ、真実と正義、そして、次世代のためにと、平成27年2月5日付の永島議員活動報告書を発刊されている人物でございます。その永島守議員が、大川市議会事務局で、自分の意見に反対した同僚議員に対し暴行し傷害を与えた事実は、全国市議会議員の皆さんに対し、大川市議会の恥をさらしたものです。

この事件を多くの市民の方は、内容は知っておられませんでした。聞かれた方は、大川市民として、暴行して自分の意見を通すとはあきれた行為、大川市民の恥と言われております。日本人としてあるまじき行為であります。皆さん、良識ある議員であれば、永島守議員辞職を求めるものが当たり前と判断します。

以上です。

○議長（川野栄美子君）

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

採決の方法は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議場の閉鎖は終わりました。

ただいまの出席議員は、議長を除いて13名であります。これから投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

直ちに点呼を命じます。局長。

○議会事務局長（石橋英治君）

それでは、点呼をさせていただきます。議席番号順に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

〔投票〕

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|---|---|---|----|----|-----|-----|---|---|---|---|---|---|
| 1番 | 西田 | 学 | 議 | 員 | 2番 | 馬 | 淵 | 清 | 博 | 議 | 員 | | | |
| 3番 | 宮 | 崎 | 貴 | 仁 | 議 | 員 | 4番 | 宮 | 崎 | 稔 | 子 | 議 | 員 | |
| 5番 | 龍 | 誠 | 一 | 議 | 員 | 6番 | 内 | 藤 | 栄 | 治 | 議 | 員 | | |
| 7番 | 平 | 木 | 一 | 朗 | 議 | 員 | 8番 | 永 | 島 | 幸 | 夫 | 議 | 員 | |
| 9番 | 古 | 賀 | 寿 | 典 | 議 | 員 | 10番 | 遠 | 藤 | 博 | 昭 | 議 | 員 | |
| 11番 | 筈 | 島 | か | お | る | 議 | 員 | 12番 | 吉 | 川 | 一 | 寿 | 議 | 員 |
| 13番 | 古 | 賀 | 龍 | 彦 | 議 | 員 | | | | | | | | |

以上でございます。

○議長（川野栄美子君）

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。これによって投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

これから開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に1番西田学君、2番馬淵清博君を指名いたします。両君の立会いをお願いいたします。前にお願いいたします。

それでは、これから開票いたします。

〔開 票〕

それでは、これから開票の結果を御報告いたします。

投票総数は13票であります。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

賛成6票、反対7票、以上のおりでございます。

賛成少数、よって、本案は否決されました。

永島守議員、入場をお願いいたします。

〔永島 守君入場〕

次に、会議録署名議員を指名いたします。

13番古賀龍彦議員、15番永島守議員、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで、市長から発言の申出がっておりますので、この際、お願いいたします。

市長。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案をいたしました全ての議案につきまして慎重御審議の上、御議決賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

私の市長として今任期最後の定例会でございます。まずはこの4年間、大変厳しい財政状況の中にもありましても、何とか市政を推進できましたのは、市民の皆様のために仕事をするという価値観を共有する市議会の皆様の御理解と御協力のたまものだと、改めて感謝を申し上げます。

コロナもあり、災害もあり、安全・安心のための施策は切れ目なく行っていく必要がございます。引き続き、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、簡単でございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

これにて、令和2年第3回大川市議会定例会を閉会いたします。皆さんお疲れさまでございました。

午後1時41分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 川 野 栄美子

大川市議会議員 古 賀 龍 彦

大川市議会議員 永 島 守